

表 彰 規 定

群馬県高等学校 P T A 連合会

1. 本連合会は、単位 P T A 本部役員として、特に著しい功績が認められた者（ただし、本規定第5に該当する者を除く。）に対し、県指導者研究集会の席上において、表彰状及び記念品を贈呈する。
2. 各単位 P T A は、毎年指定の日までに表彰候補者を本連合会に推薦し、表彰者の決定は、理事会がこれにあたる。
3. 候補者を本連合会に推薦する場合は、その氏名、役職名、その他表彰事由を記する。
4. 表彰者等（本規定第5を含む。）は、各単位 P T A 1名とし、本部役員を1年以上勤めた退任者とする。
5. 本連合会の役員退任者に感謝状及び記念品を贈呈する。

附 則

- 1 この規定は、平成元年6月9日より施行する。
- 2 平成30年5月15日一部改定

申し合わせ事項

本規定第4については、学校改編（学校の統廃合等）の場合は、この限りでない。

群馬県高等学校 P T A 連合会事務局の設置に関する規定

本会会則第9条に定める事務局を次のとおり設置する

- 1 所在地 〒371-0801 前橋市文京町二丁目二十番二十二号
群馬県生涯学習センター群馬県高等学校PTA連合会事務局内
- 2 電 話 027-223-3173

附則1 この規定は、平成17年7月16日より施行する。